

## 「消費者セミナー」の御案内

意外かもしれません、公正取引委員会の仕事や**独占禁止法**は、皆さまの生活にも密接に関わっています。「消費者セミナー」では、日頃は事件調査などをしている公正取引委員会の職員が皆さまの町におもむき、シミュレーションゲームなどを交えて分かりやすく御説明します。

また、不当表示などを禁止する**景品表示法**についても、実際に起きた事例を交えて御説明します。

### ○不当表示の例

レストランのメニューに、牛の成型肉（人工的に牛の生肉、脂身等で形状を整えたもの）を焼いた料理を「ステーキ」と表示。

ステーキ  
1,500円



### ○シミュレーションゲーム

～仮想電気街における競争～



家電量販店役と消費者役とに分かれ、競争のある市場経済を体験していただきます。

シミュレーションゲームで競争のメリットを体験してみてくださいね。



公正取引委員会のイメージキャラクター

### ○参加された方の御感想

- ・独占禁止法は消費者に身近なものではないと思っていたのですが、馴染みのある商品でも問題が起きた実例などを聞いて、興味を持つようになりました。
- ・単に説明を聞くだけではなく、シミュレーションゲームに参加することで、楽しく理解できました。

### 開催概要・お申込み方法

時 間：60分～90分（平日の10:00～17:00の時間帯において）

講 師：公正取引委員会 職員

定 員：10名～50名程度

その他：**費用は無料ですが**、会場の御用意を御願いしております。  
日頃の勉強会、例会などのテーマにも御活用いただけます。

お申込みや、お問合せは、以下の担当までお電話ください。

公正取引委員会 九州事務所 担当：高畠、牛島

電話：092-431-5882（直通）

## 最近の景品表示法違反事例

< 平成28年3月10日 措置・公表 >

違反事業者…株式会社村田園

対象商品…「村田園万能茶（選）」「村田園万能茶（粹）」「大阿蘇万能茶（選）」、「大阿蘇万能茶（粹）」と称するお茶

表示内容…例えば、「阿蘇の大地の恵み」、「どくだみ・柿の葉・とうきび・はと麦・甜茶・くま笹・あまちゃづる・はぶ茶 甘草・大豆・田舎麦・桑の葉・枸杞・ウーロン茎・びわの葉・浜茶」等と記載することにより、あたかも、対象商品の原材料が日本産であるかのように示す表示をしていたました。

### 表示の例



### 【実際には…】

対象商品の原材料のうち、例えば、村田園万能茶（選）及び大阿蘇万能茶（選）については、「大麦」の一部及び「どくだみ」の一部以外の原材料は外国産でした。

本件は、消費者庁及び公正取引委員会による調査結果を踏まえて措置が採られたものです。